

地震保険、正しい知識を 4 区分で損害認定 大阪北部地震

2018-06-26・大阪朝刊・生活

大阪北部地震では、6千棟を超える住宅被害が出るなど、多くの建物や家財が損傷を受けた。こうした損害に備えるのが、国と損害保険会社が共同運営している地震保険だ。しかし地震保険に入っている人でも、実際どのような場合に保険金が支払われるのかなど知らないことも多いはず。地震のさまざまなリスクについては、日頃から正しい知識をもっておくことが求められる。



日本損害保険協会によると、地震保険は、地震や噴火、これらによる津波による損害に対して保険金が支払われ、火災保険とセットでの加入が推奨されている。契約金額は、火災保険の契約金額の30～50%で、建物は5千万円、家財は1千万円が限度額。保険料は所得控除の対象となる。

では、具体的にどんなときに補償されるのか。今回の地震ではブロック塀の倒壊が話題を集めたが、同協会の担当者は「基本的に、門や塀、エレベーターだけの損害では、支払いの対象になりません」。

保険金は、建物の主要構造部（基礎や柱、壁、屋根など）に、全損▽大半損▽小半損▽一部損の4区分のいずれかの損害が生じたとき、その分類によって、契約金額の100%▽60%▽30%▽5%がそれぞれ支払われる。実際に損害が出た場合は、まず保険会社に連絡し、専門調査員に区分を認定してもらう手続きが必要となる。



建物が大丈夫でも、テレビが壊れたり、食器が割れたりすることがある。ここで大切なのは「建物の地震保険だけでは補償対象にならない」こと。建物とは別に、家財の地震保険にも加入が必要なのだ。

さらに、時価15万円のテレビが壊れても、15万円が補償されるわけではないことも知っておくべきだ。「家財を食器陶器類、電気器具類などの5つに分類し、『一般的に所有されている家財』の損傷が全体の何%かを算出し、支払額が決まります」と担当者。

家財についても、専門調査員に損害の区分を認定してもらうが、状況を確認しやすくするため、直後の家財の損傷を写真撮影しておくことが有効だという。



損害保険料率算出機構によると、火災保険にあわせて地震保険をどの程度契約しているかを示す「付帯率」は過去10年で約20ポイント上昇し、平成28年度の全国平均は62.1%。

日本損害保険協会が特に加入を推奨しているのが、住宅ローンを抱えている人。地震で被害を受けると、住宅ローンが、地震前と建て直した際の二重になるからだ。「地震保険だけでは住宅ローンを完済できないこともありますが、負担の軽減に役立ちます」

武蔵野大学経済学部の瀬古美喜教授（都市経済学）は「加入率はまだ低いですが、強制加入を検討したり、リスクに応じた細かな保険料にするなど改善の余地がある。地震保険は、広く薄くリスクを分かち合う『リスクシェアリング』の考えに基づいたもので、加入していれば大きな被害もカバーできる。住民が地震のリスクを正しく認識することも大切」と話している。



地震保険に関する不明点は、日本損害保険協会の相談窓口「そんぼADRセンター」（（電）0570・022808、平日午前9時15分～午後5時）へ。